

安全連絡会だより [第2号]

2023年4月24日
小金井市子供会育成連合会
安 全 連 絡 会

全国子ども会安全共済会の内容

全国子ども会安全共済会は、子供会活動中の事故により、負傷・疾病・後遺障害・死亡賠償責任を保障します。

全国子ども会安全共済会会員資格

- ・小学生、中学生、高校生、大学生、指導世話人、育成者
- ・その他子ども会活動に参加協力される地域の方。
- ・乳幼児は0歳からで、保護者も安全共済会に加入することが条件です。

適用期間および会費

全国子ども会安全共済会に加入手続きを終えた翌日から翌年3月31日24時までの1年間です。
会費は年額1人150円（共済費、事務運営費含む）、10月以降は1人140円です。

全国子ども会安全共済会の対象とする事故とは

子ども会年間行事計画書に記載されている事業が対象となり、全国子ども会安全共済会の会員が、指導者・育成者等の管理下における子供会活動中に生じた負傷・疾病（死亡を含む）をいいます。
指定の集合場所、及び解散場所と加入者の住所との通常経路の往復途中も含まれます。
但し、乳幼児の場合は、共済会に加入している保護者が同伴していた場合に限ります。

全国子ども会安全共済会の適用を受けるためには

子ども会年間行事計画書に基づいた行事に対して適用になります。年間行事計画書に記載されていない行事を企画、または参加する時は必ず子ども会年間行事計画書の追加提出が必要となります。また、すでに提出されている子ども会年間行事計画書の行事について、内容・実施日・会場・参加予定人数等に大きく変更がある場合は決まり次第追加届を提出してください。届け出がない場合は適用をうけられない場合があります。尚、中止の場合は届け出はいりません。

見舞金

全国子ども会安全共済会

保険適用医療機関で治療に要した負傷・疾病に対して公的医療制度を利用した医療費総額の30%が見舞金として支給されます。

その際必ず保険点数が書かれている領収書が必要となります。領収書の保管を忘れないでください。

医療機関に支払った治療費の保険点数が333点以下の場合は補償の対象とはなりません。

詳しくは「子ども会安全共済会のご案内」のパンフレットをご覧ください。

小金井市子供会育成連合会安全連絡会は

「安全連絡会」は「全国子ども会安全共済会」に加入する者の募集・加入手続き・必要とする各種申請等の手続きを行います。2023年度の全国子ども会安全共済会加入申し込みの受付を2023年5月9日に行います。この日に手続きを行った分については、遡って4月1日からの適用となります。

保険の契約期間は毎年4月1日0時から翌年3月31日24時までの1年間です。

第1回目の申し込み名簿と年間行事計画書は、後日追加の加入届及び行事計画書を提出する時の基になります。二重加入になっていないか、行事ごとに追加手続きが必要かを確認し、前月の15日迄に追加の手続きを行ってください。

追加加入及び行事の追加について（2023年5月10日以降）

1、提出書類（記入は一部を除き黒のボールペンでお願いします。）

① 全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」加入申込書および名簿

- ・ 必ず押印してください。（自署の場合は必要なし）
- ・ 子供会番号を記入してください。提出日は書かないでください。
- ・ 毎回、新しい用紙でNo.1から順番に、楷書で正確に書いてください。名前の漢字や年齢は必ず本人に確認の上、記入してください。20人を超える場合は名簿のみの用紙を加えてください。その際、通しページ番号を記入してください。（共済様式03及び、共済様式04）
- ・ 小学生、中学生は学年、乳幼児、幼児、高校生と大人は4月1日現在の満年齢を記入します。乳幼児及び幼児は保護者の番号を記入してください。
- ・ 会費（1人150円×人数分）と一緒に提出してください。釣銭のないようお願いします。
- ・ 名前や学年など提出後に訂正がある場合は、後日変更届を提出してください。

② 子ども会年間行事計画書（共済様式05）

- ・ 年間計画の実施予定日・内容・会場・参加予定人数等がおおよそ決定した行事を記入して下さい。提出日の日付は記入しないで下さい。
新しい行事が決まり次第、新しい用紙で年間行事計画の追加届を提出してください。
- ・ 行事の日程や内容が大幅に変わった場合も届出が必要です。中止の時は不要です。
- ・ 行事ごとのチラシや記録ノートなどは必ず保管しておいてください。見舞金請求時に必要となります。

③ 安全共済会入会申込書（小金井様式1）

- ・ 累計欄は記入しない。

2、インターネットで提出する場合はネット加入の説明書を参考にしてください。（共済様式06）

3、追加提出の期日について

追加届の提出は毎月15日締め切りで、翌月1日からの適用となります。

急ぎの場合も、遅くとも行事の10日前までに手続きをしてください。

締切日は毎月の市子連だよりをご参考ください。

インターネットでの行事登録の締切日はその行事の前日までとなります。

4、提出場所・受付時間

- ・ 小金井市子供会育成連合会の事務局に提出願います。
(市役所第2庁舎4階 児童青少年課内 Tel 042-387-9847)
- ・ 受付時間 火曜日と木曜日 午前10時～12時 午後1時～4時

上記の受付時間外の問い合わせは小金井市子供会育成連合会ホームページよりお願いします。